

四日市市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第9号

四日市市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

四日市市旅館業法施行条例（平成24年四日市市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（社会教育に関する施設等）</p> <p>第4条 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(4)から(11)まで (略)</p>	<p>（社会教育に関する施設等）</p> <p>第4条 旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設</p> <p>(4)から(11)まで (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（健康福祉部衛生指導課）